

# 日本年金機構からのお知らせ

## ご案内 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大（令和6年10月から）

令和6年10月から、被保険者数が51人以上の企業等（現在は被保険者数101人以上の企業等）で働く以下の条件に該当する短時間労働者（パート・アルバイト）の方について、社会保険の加入が義務化されます。

◀加入対象（短時間労働者）の要件▶

- ◇週の所定労働時間が20時間以上
- ◇2カ月を超える雇用の見込みがある
- ◇月額賃金が8.8万円以上
- ◇学生ではない

○ 被保険者が51人以上の企業等とは、厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（注）が、1年のうち6カ月以上、51人以上となることが見込まれる企業等のことです。

（注）法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者数、個人事業所の場合は、適用事業所単位の被保険者数となります。

当該義務化の対象となる可能性がある事業所の事業主様には、後日、個別にご案内させていただきます。

令和6年10月の改正内容についての詳細は、裏面URL・二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ特集ページ」をご覧ください。

## ご案内 短時間労働者の適用拡大にかかる専門家活用支援事業

日本年金機構では、短時間労働者の適用拡大の対象となる事業所で従業員の方に説明会を行う場合などに、社会保険労務士等の専門家を無償で派遣する専門家活用支援事業を実施しています。ぜひご利用ください。

<専門家活用支援事業を活用できるケース>

- ・各種団体が実施する事業主（事務担当者）向けセミナー・説明会
- ・**適用拡大に関するご相談**や、自社の従業員に対する制度説明

ご利用には事前の申し込みが必要ですので、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

## ご案内 オンライン事業所年金情報サービスをご活用ください

オンライン事業所年金情報サービスは、事業所向け各種情報・通知書の電子データをe-Govのマイページで受け取れるサービスです。この機会にお申し込みいただき、ぜひ本サービスをご活用ください。

### 【サービスを利用するメリット】

紙の通知書よりも早く  
受け取り・確認が可能

定期的に受け取りが可能

データの活用が可能  
（CSVデータを自社で保有  
するデータと突合等）

### 【電子データで受け取れる各種情報・通知書】

- 社会保険料額情報…郵送で納入告知書が届く前に社会保険料額を確認できます。（毎月15日頃）
- 保険料増減内訳書…前月の社会保険料額との差分の内訳（資格取得・資格喪失等）を確認できます。
- 基本保険料算出内訳書（毎年10月のみ作成）…標準報酬月額ごとの被保険者数等を確認できます。
- 賞与保険料算出内訳書…被保険者ごとの賞与保険料を確認できます。
- 被保険者データ…届書作成プログラム※1に取り込むことで簡易に算定基礎届等の届書を作成できます。
- 決定通知書…提出された届書に基づき日本年金機構で処理を行った結果を確認できます。

### 【利用方法】

GビズID※2を利用してe-Govマイページへログインし、本サービスの利用申し込みをお願いします。

※1 届書を簡易に作成、申請できるプログラムで、日本年金機構がホームページ上で無料で提供しています。

※2 デジタル庁が運営している認証システムで、無料で利用することができます。アカウントとして利用可能となるまでに2週間程度を要します。

日本年金機構は、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための周知・啓発活動を展開しています。

この取り組みの一環として、広く皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集します。

公的年金の大切さや意義を、皆さまと一緒に考えていきたいと思っておりますので、ふるってご応募ください。

【募集作品】公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金制度のかかわりなど、  
「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ

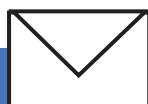
【募集期間】令和5年6月1日（木）～令和5年9月8日（金）当日消印有効

【応募資格】中学生以上の方

【賞】厚生労働大臣賞・日本年金機構理事長賞・優秀賞・入選

【発表】受賞作品は、令和5年11月に日本年金機構ホームページで発表します。

※ 募集の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。



## 年金だより

### 年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員は、活動範囲によって『職域型』と『地域型』の2つに区分されており、ここでは事業所内でご活躍いただく、『職域型』年金委員をご案内します。

	職域型年金委員について
委嘱対象者	主に適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ●公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ●当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 ●当機構主催の事業所内における制度周知イベントの開催サポート など

『職域型』年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。

### 出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しております。

※ 事前予約制となっており、定員になりしだい締め切りとなりますのでご了承ください。

「年金委員制度」や「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

#### 日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



#### ツイッター 公式アカウント @Nenkin\_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>